平成２３年（フ）第１４号
福岡県大牟田市大字橘1251番地１　南橘市営住宅１棟309号
債務者　坂木　友子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１８号
山形県最上郡金山町大字中田256番地11
債務者　遠藤　真紀
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１４９号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番96―507号
猪原方
債務者　古谷　　寿
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５３号
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地23棟207号
債務者　木多ヤス子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５４号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地４棟102号
債務者　木村　密雄
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６号
北海道苫小牧市明野新町２丁目８番10号　レインボーハウス明野11―102
債務者　山端　智巳
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１６号
岐阜県各務原市松が丘７丁目７番地
債務者　水口　清美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０号
岐阜市桜通３丁目16番地５　３Ａ号室
債務者　阿部　明子（旧姓徳山）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２２号
岐阜県瑞穂市野田新田4119番地１　コーポイシカワ307号
債務者　本髙　明徳
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２９号
岐阜県岐阜市粟野台307番地70
債務者　和仁千恵子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３３号
岐阜市竜田町５丁目２番地１　プライベートシェラトン302号室
債務者　大塚　勇二
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町４丁目59番地　水崎ハイツ203
債務者　上田　哲也
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１５２号
岐阜市岩地１丁目６番15―303号　グリーンアベニュー
債務者　田中　洋子（旧姓沖田）
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
滋賀県近江八幡市音羽町145番地
債務者　大谷　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１３９９号
神戸市北区有野台１丁目６番Ａ３棟401号
債務者　生駒　智子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６号
神戸市垂水区星陵台５丁目11番13号　ルシエール星陵台102号、従前の住所兵庫県西宮市今津真砂町１番13―205号
債務者　西尾　尚樹
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７号
神戸市垂水区星陵台５丁目11番13号　ルシエール星陵台102号、従前の住所兵庫県西宮市今津真砂町１番13―205号
債務者　西尾　泰子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部